

深谷市自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、市、市民、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策（以下「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (3) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び市の施策に協力する団体をいう。
- (4) 車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

(市の責務)

第3条 市は、埼玉県、市民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域社会等において自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 市民は、市の施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得及び自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」という。）への加入に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交

通安全対策に努めなければならない。

- 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市の施策に協力するよう努めなければならない。

（関係団体の責務）

第7条 関係団体は、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

（自転車交通安全教育）

第8条 市は、関係団体及び警察その他の関係機関と相互に連携協力し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

- 2 市は、市内の小学校及び中学校と連携協力し、その児童及び生徒に対し自転車交通安全教育を行うものとする。

（保護者等の役割）

第9条 幼児、児童及び生徒の保護者は、その幼児、児童及び生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

- 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する必要な事項について助言するよう努めなければならない。

（啓発活動及び広報活動）

第10条 市は、自転車の安全な利用に関し、市民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう、関係団体及び警察その他の関係機関と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

- 2 市は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（自転車小売業者による自転車の購入者に対する情報の提供）

第11条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、自転車の定期的な点検及び整備並びに自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する情報その他の自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供に努めなければならない。

(道路環境の整備)

第12条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者及び車両が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。